（郵便局認可）　（本號六面）　（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千二百五十九號
明治十九年四月廿六日　月曜日
舊丙戌三月廿三日　（丙、辰）
日出午前五時十五分　入午後六時四十一分
月出午前零時十一時十八分　入午前十時四十九分
潮汐午前十一時零七分
（西暦一千八百八十六年）

時事報一報

肉食と盛んにそると易去（前號の續き）

英國内肉類の消費頗る猶り自國の產出と以てこと足ら
ふに足らず歐洲諸國よりは申そ及ぶ西は太西洋と
渡りて亞米利加より東は印度洋太平洋と經て濠斯太利
より遠々牛羊類を英國ゑ輸入し幾千萬里の海上近允も
旬日ゐ跨り運さは一二箇月と費して船舶の便に巨額の
運送費を支拂ひみをと倫敦の市場ゑ持出せば牛肉一斤
の價十錢以上十六錢以下にして消費者の手ゑ入るを得
べ未といふに至りては倫敦ゐ世界第一繁華の巷、物價
高貴ありとの事實にも似ずまて牛肉の價は寧ろ意外に
も廉あるもと評せべ允なり尤も前號の紙面に記ま
る價格表と中央肉類市場れ相場にして市中各所の小賣
店ゐ於てゐ右の價にて其肉と賣捌りざる事勿論なるべ
けれども左れども是は其日〳〵に立つ中央市場の相場
あれと小賣値段の如きも亦ときに準ま二割か一割五分
の高値と見る丈に止まり決して市場賣買十錢の牛肉が
二十錢以上にもありて消費者の手ゐ入るやうみる珍事
ゐ少ずと云へり然るにこれに引替へ日本の首府ゑる此
東京の普通牛肉値段は下肉ゐて一斤十二錢中肉にて十
八錢内外上肉ゑて二十二錢あらざるべ一般消費者の需
允ゑ應ぜる能はずしてその元價は上等肉百斤五圓五十
錢乃至六圓、中等肉同く五圓、下等肉同く四圓内外の相
場（此事ゐ東京市民の肉食法と題し四月九日の紙上ゑ
て聊か論及したるとあり）なる由ゐ聞けり斯く元價と
賣値とれ關ゑ相違ゐるは大に怪びべきの次第にして牧
畜の業ゑ關係ある人々の話にても消費者が肉一斤に對
して拂出すその金額ゐ倫敦東京兩地互に左程の懸隔は
無げれども東京はぜゑ肉相場の不規律ある所はゐるま
ま之と云へり其故如何ゑといふゐ原因は種々樣々あるべ
允中にも第一に日本ゐ限りて畜產賣買れ市場即ちマー
ケットなきが正ま く主重の原因ならんと思ゐる例へば
日本人の常食たる米と見るべ去此東京と申すゐ及ば
す全國各地の嗜慣要所には米市場なるものゐりて現物
の取引の外ゐ未來の景況と卜して限月米の相場を立て
之が爲めに全國れ米價を絕えま正當の地位に置て米れ
消費者に便利と與ふる其功用と決して蔽ふ可らざるゐ
り今仮に我政府が法命と布き東京米商會所に解散と
命ま定期現米一切の米相場と禁ずるゐとゐらんには
東京市中の白米小賣相場は其適從とべき標準と失ひ不
便不規律の結果ば米價全体に騰貴して市民一般の難儀
と爲るべきや遠も疑と容れざるなり米の米商會所と
要すると雖しく野菜は青物市場と要し魚類と魚市場と
要しと若し此等の日用品にまて其中央市場を失はんにい
消費者は價の不定不意に苦しまと俱給者は販路の逼塞市
況の不明に苦しひことあらん斯の如く市場の設けの緊
さ要用なるにも拘はらず獨り畜產の一項に至りては東
京八百八街れ中未ざ一定中央市場の存在するを聞かず
、地方より東京に入來る牛羊豚類は何をの地に卸賣
卸買と爲ま又ろれ賣買相場の若干額なるや等い絕て消
費者購買者の耳朶ゐ觸るゝみと無く只問屋等の言ふが
まに〳〵一斤二十錢と云へば二十錢、三十錢と云へば
三十錢に買ひ其果して正當價なるや不正當價なるやと
判定するの手段ゐしとは豈に法外の談ならずやこれと
白米ゐ例せんゑ東京府下にて米商會所れ定期米一石
五圓三十錢の相場なゝば市中の白米小賣相場、一圓に
一斗三四升を常例とすべし若ま或る白米商ゐりて一圓
一斗に其米と賣んとするともゐらば消費者はその價れ
不廉と詰りて普通相場に引直さしむることと得べし然
るに獨り肉類の一事ゑ關しては東京は素より、日本國
中孰れの地といへども眞正の肉類市場なるもの無きが
故消費者ゑ於て元價と小賣相場との關係如何を知る能
はざるゐ餘義ゐき次第と申す可きなり西洋諸國は申す
までもなし支那の如き國に至りても肉類市場の設けい
嚴然存在して自由圓滑に賣買の法を行はれしめ米穀ろ
の他諸般の日用品と共に其價常ゐ正當低廉にして消費
者一般の便益を爲すそれ秩序と見耳に整頓したる者ゐ
りと云ふ日本にても近來ゐ肉食論頻に行はれて事實
肉類の消費高も逐々增加する今日あれば西洋諸國肉類
市場の制度慣行を參酌ま て一の市場規則を定め全國の
要地にも各その市場を設けしめて肉類れ價と低廉にし
兼て又不規則の變動無からしむるゐ日本の文明と速進
する一點より評して最も緊切ならんと思はる就中東
京府下の如允は現在二十餘戸の牛肉大問屋もありと云
へば特に此等を連合せしめて東京ゑ中央肉類市場を設
くること策の最も行れ易允ものゐるべ去　（未完）

雜報

○靜岡通信　四月十九日發

文部視學官野村綱氏は去る十四日當地に來り翌十五日
蜂屋學務課長の案内ゐて靜岡中學校師範學校を巡視ま
十七日當地と發し掛川に至り夫より濱松中學校を巡視
し明二十日再び當地へ歸着明後日ゐ豆州地方を巡視し
順路歸京そる由ゐり○縣下の茶業家中ゐい孫て其筋よ
り發布ゐりま茶業組合規則を熟知せずして正業者の妨
害をなす者往々之ゐるゑしゐて今度各警察署にて實地
に就き取締とゐし又郡長戸長等ゑ於ても特別の保護と
與へ各組合の組織と益々堅固ゐらしめ以て茶業の隆盛
と謀る樣縣廳より夫々（達ま たり又同組合にては特務
巡査二名と拜借したるが之は一般製茶場所其他を巡視
し不正れ刑有なき樣取締をなさが爲なりと○明廿日明
後廿一日れ出帆ゐる清川丸、靜岡丸の二艘へ新茶と積
込み横濱へ輸送する等ゐるが未だ出廻り品少なき故先
つ兩日にて廿梱位の見積なりといへり同相場い上物一
貫目三圓五十錢、並物一貫目三圓までなり本年と當地
れ茶業者が組合ひ汽船三保丸と雇入れ新茶のそと積込
み日を横濱へ輸送そる事になすといへり之と從來汽船
の出帆は日々ならざる故海外出帆の期日ゐ遲るゝ事往
々之あるを以てかくは計畫したるゐり○今十九日伊豆
内浦より初松魚百二十本程着ま たるが相場は一尾七十
錢より一圓四十錢迄でなり當公園地の櫻と一重と已ゐ
散り昨今八重櫻滿開なるが日々の雨天なると以て人々
先望し居れり

○福井通信　四月十六日發

縣令巡視　石墨縣令は過日電報したる通り管下敦賀港
巡視れ爲め出張し同港の小學校ゐ於て開設ま たる敦賀
全部の各小學校生徒の奬勵會へも臨席し生徒れ父兄
教員戸長等を集め懇篤なる說諭となし數日間滯在の後
此程歸廳したり○大谷光勝師、全師い電報にて報道ま
たる如く此程より當縣下を巡錫し兩三日間當市にも
滯在せしが活如來樣と拜まんとて各郡村より群集せる
もれ數萬人市中にては爲ま意外の利と得たりと喜び居
をり今日發電せし通り同師は石川縣へ向け出發せしが
猶ほ富山縣新潟縣をも巡化する等ありといふ○大漁
當縣下の鰤猶にては近來稀ある大漁にて就中鯛鰈の類
最多きが何分近來の不景氣ゑて購買ゐる者更におく爲
ゐ相場は非常れ下落にてかゝる大漁ゑも拘らず濱邊は
非常の困難ありと○酒造の衰滅　縣下の釀酒高は近年
の不景氣の爲め本年は例年より餘程その石數を減じた
るが近來い人民一般に節儉と旨とし冠婚葬祭の儀式も
極めて手輕にあすと以て一層酒の不捌と來ま釀酒家い
非常の困難ま て釀石數を減ま又は閉店するもの多く何
れの店に行くも古酒は澤山に賣殘り居るといふ

○仙臺通信　仙臺四月十八日發

○宮城縣廳れ大改革　既ゐ電報ゑ聞しゐる如く宮城縣
廳に於ては一昨十六日改正事務章程を廳中各課に達ま
即日等外吏以下百二十餘名を悉く解職し翌十七日は判
任官の沙汰に及び非職とゐりしもの廿餘名免官六七名
ありたり又同日い改正の事務章程ゑ依り各課署の各係
主任を定め且つ事務上ゐ大に改正と加へゐり其概略を
報せんに一係に判任官二名以内とし一人を主任に他の
一人い副主任とな ま（學務課の視學員會計課の檢査員
土木課の技術者は此例外とも）改正章程中の從來のも
のと大に異ゐるとみろは縣令は毎日午前十一時各課署
長を令官房に會し各課署に關係そる事件は面議ま て即
決する等の簡條ゐり從來の慣例と ま て諸課關係の件と
其重ゐる關係の課ゑ於て回議を草し之を各課署に傳送
して各主任及課長の認印を取るみと故時日と費ま事甚
しく加之甲乙兩課れ間に意見と異ゐるこ とゐれば互
に筆戰して勝負を附箋上ゑ爭ふと常とせしが些細の
事項も容易ゑ落着と見ま ゐ爲ゑ事務滯滯と來せしが今後
面議するゐとなまこ此の如き弊は蕩然跡を掃ふ事なる
べし○停車場設置の計畫　前便に報せま如く停車場設
置の位置如何は仙臺區れ盛衰に大關係と有すると以て
過般縣令の設論ゐりし以來當地の豪商紳士の人々種々
の計議の末醵金の方法を定め各自應分の金と出して區
内へ設くる事に決したり今ま其首唱者の人名を聞くに
田邊繁久氏を始めとして佐藤助五郎小西榮藏金須松三
郎小野潤藏針生權十郎伊澤平藏谷井源兵衛岩井八兵衛
土井七郎兵衛木村久兵衛藤崎三郎助角田林兵衛佐藤三
之助佐々木重兵衛大倉定七小谷新右衛門櫻井伊助松田
新兵衛八木久兵衛高橋藤七鈴木倍次郎高橋甚之助大石
太吉松坂佐兵衛鍵田三郎右衛門青海平八郎古川良助等
の諸氏は已に一萬三百餘圓を出金する事ゐなれり斯
樣ゐ名自餘の人々も大いに奮勵計畫する所ゐりといふ

○勅令

除遞信管理
布セシム

御

明治十
月二十
遞信管理局
東京遞信
位置
管轄區
埼玉縣
大坂遞信
位置
管轄區
歌山縣
新潟遞信
位置
管轄區
兩館遞信
位置
管轄區
名古屋遞
位置
管轄區
岡山遞信
位置
管轄區
赤間關遞
位置
管轄區
金澤遞信
位置
管轄區
長野遞信
位置
管轄區
福島遞信
位置
管轄區
鶴本遞信
位置
管轄區
丸亀遞信
位置
管轄區
松江遞信
位置
管轄區
仙臺遞信
位置
管轄區
山形遞信
位置
管轄區

○辭令

（各

民法草
第二期
控訴裁
第二期
訴裁判
第二期
訴裁判

○明治十
歲

第一款
債　金四
金札引換
六分利子
第四項
八圓○第
百七十九
千九百九
二萬三千